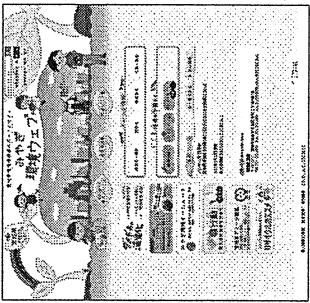


# 宮城県 基本計画【概要版】

復興を契機とした  
新しいみやぎの環境の創造を目指して



## 宮城県の環境ポータルサイト「みやぎ環境ウェブ」



県では、みやぎの環境情報を発信するためのホームページとして、「みやぎ環境ウェブ」を開設しています。このサイトでは、環境に関する県のしごとのほか、環境に関するイベント情報、ニュースなどを掲載しています。また、環境について勉強できる用語集やクイズ、自然体験施設の紹介をしています。

アドレス <http://www.pref.miyagi.jp/site/kankyo-web/>

## 宮城県環境生活部 環境政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1  
TEL 022-211-2663 FAX 022-211-2669  
Mail Address kankycop@pref.miyagi.jp



宮城環境ネット  
竹炭（底の燃耗量）による  
備おたのCO<sub>2</sub>削減量は46gです。  
◎お問い合わせセンター

## 復興を契機とした新しいみやざきの環境の創造を目指して

### 計画が目指す環境の将来像

環境基本計画を進めることにより、以下のよながん将来像を目指します。

### 豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らししか次世代へ受け継がれる県土

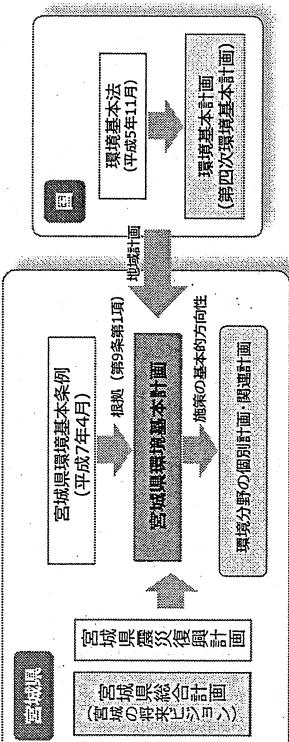
私たちには海、山、川、平野が開いた美しい宮城県の自然環境から、多くの車みを受けながら暮らしています。しかし、近年の社会経済活動の飛躍的な発展、資源・エネルギーを大量に消費する生活スタイルへの変化により、生活は便利で豊かになつたものの、地球温暖化や廃棄物の増大、大気環境の汚染など、私たちの生活が自然環境に与える影響は大きく、環境を損なうものとなっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、地震の弱による被害だけでなく、広範囲にわたる津波の襲来により、県沿岸部を中心として本県の環境は大きな影響を受けました。現在も、東京電力福島第一原子力発電所事故にともない環境中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物や、除染にともない発生した土壤の処理が緊急に対応すべき大きな課題となっています。

宮城県環境基本計画は、県の環境における「宮城の将来ビジョン(平成19年3月)」の個別計画であり、国に実施する施設の方向性を定める計画です。また、県民・事業者・民間団体及び各市町村など県の環境にかかわるすべての人が、環境について考え、行動する際の指針でもあります。

### 計画の位置づけ

環境基本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン(平成19年3月)」の個別計画であり、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民・事業者・民間団体及び各市町村などが、環境に関し考え、行動する際の指針となる計画です。



### 計画の期間

県では、東日本大震災からの復興のため「宮城県震災復興計画」を策定し、平成32年度を目標として、集中的に復旧・復興事業や県の発展のための新しい取組を進めています。これらの事業により、一時的に環境への負荷は増え、県の環境や社会状況も大きく変化すると考えられます。

復興事業による環境への影響について配慮し、環境への影響の少ない新しいまちづくりを重点的に進めるため、本計画の期間を宮城県震災復興計画の終期と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間としました。

### すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する基盤的な施策です。



### 復興のための重点的な取組

- 復興を契機とした先進的な地域づくり
- 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
- 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

### 環境基本計画の体系

東日本大震災からの復興における課題は早急に対応しなくてはなりません。このため、平成32年度までに「復興のための重点的な取組」を進めます。また、環境の将来像を実現するために、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」が実現し、その基盤となる「安全で良好な生活環境」が確保されることが必要です。この4つを「将来像実現のための政策」の柱として掲げ、体系的に施策を進めます。

### 将来像を実現するための政策① 循環型社会の形成

「循環型社会」とは、廃棄物の排出を抑えるとともに、廃棄物をできるだけ再利用することで、省物などの天然資源の消費を減らし、環境への負荷を少なくした社会のことです。

### 将来像を実現するための政策② 安全で良好な生活環境の確保

「自然共生社会」とは、生物多様性が適切に保たれ、自然と調和した生活や農林水産業を含む社会経済活動が行われる社会のことです。

### 環境基本計画の形式

すべての基盤となる施策

## 復興のための重点的な取組

東日本大震災では、地震・津波による動植物への直接的な影響、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出など、県の環境は大きな影響を受けました。また、復興事業による沿岸部生態系への影響や、土砂採取のための森林の開発の増加、工事に伴う騒音・振動などの生活環境への影響や廃棄物の増大のほか、原発事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。これらは復興のための課題として、特に重点的に取組を進めます。

### 1 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

東日本大震災の教訓が大きかった沿岸部を中心に、復興事業で新しいまちが整備されまいります。  
県では、震災からの復興をきっかけとして、再生可能エネルギー等の利用や災害警報の活用、地域の産業振興につながる自立分散型の地域活性化エネルギーを導入した、より先進的なエコタウンの形成など、地域の経済・社会の持続化による先進的な地域づくりを進めます。

#### 具体的な施策

**再生可能エネルギー等の活用とエネルギー利用の最適化**  
住宅への高性能な省エネルギー設備、太陽光発電システムや蓄電池等の創蓄エネルギー設備の設置や、住宅の断熱改修を支援し、エネルギーの自家消費と利用の効率化を図ります。また、市町村が行う公共施設や道側照明などの省エネ化を支援します。

さらに、地域特性に応じたエコタウン形成の実現可能性調査や、エコタウン形成事業計画の策定を支援し、再生可能エネルギーによる、エネルギーの地産地消システムの形成を目指します。

#### 防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入

防災拠点・病院等への再生可能エネルギー設備の導入や、市町が整備する災害公営住宅への太陽光発電の導入など、自立分散型エネルギーシステムの整備を推進します。

また、再生可能エネルギー等を利用した防災体制の強化に努めます。

**地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進**  
県内の事業者の実施する、再生可能エネルギー等を利用して環境負荷低減の取組や新製品の開発のほか、省エネ・再生設備の導入を支援します。大質バイオマスについては、未利用伐材の搬出経費や木質燃料を利用するボイラーの導入の支援を行うほか、バイオディーゼル燃料の製造や導入についても支援します。

さらに、創造的な復興に向かた取組として、

水素エネルギーの利用拡大に向けた取組を進め、「東北における水素社会実験」を始め、東北における水素社会実験を進めます。

### 2 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮への促進

平成27年現在、沿岸部では津波・高潮対策のため、海岸堤防の整備等の復旧・復興事業が行われています。必要不可欠な事業ですが、地形を大きく変更するため、治水から砂質にかけての自然のつながりが分断されるとが心配されています。県の内陸部でも、土地の嵩上げに用いる土砂を確保するため森林が切り開かれるなど、地形や環境が変化した場所があります。

また、復旧・復興事業が集中して行われるため、資材などを運搬する車両の通行が増え、建設機械（重機）などの稼働も追加されています。大気汚染や騒音・振動といった生活環境への影響が心配されています。

#### 防災・復興事業の工事における自然環境への配慮

防災や復旧・復興事業において、各分野の専門家・学者から助言・指導を受け、地域の生態系・自然環境への影響を予測し、可能な限り環境への影響を低減した工事を行います。また、沿岸部の復旧工事においては、「宮城県沿岸河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」を設置し、自然環境への影響に注意した工事を行っています。

内陸部の森林では、林地開発許可制度(1haを超過する開発には事前の許可が必要な制度)により、無秩序な開発を規制します。また、違法な土砂の採取等の未然防止と早期発見のため、市町村と連携したハトロールを強化します。

#### 防災・復興事業における生活環境への配慮

大気汚染や騒音を監視するモニタリング調査を行い、工事車両の増加などによる生活環境への影響を把握します。また、必要に応じて作業現場への立入検査を実施し、法律・条例に基づく騒音・振動の規制値を守るよう指導します。

県の事業では、周辺環境に配慮した工事を行いう、工事業者を指導します。

### 3 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

東京電力福島第一原子力発電所事故における放射性物質が放出されました。平成27年度現在、事故直後と比較して環境中の放射線量は減っていますが、がれき生物質はまだ残っていることが確認されています。除染作業によって発生した除染棄棄物と除去土壌は、生産した市町村の責任で処理されますが、除去工事等については処理の基準がまだ定められていないため、各市町村による貯蔵場などで保管されています。また、8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物については通常の一般ごみと同じ様に、発生した市町村等が処理することになりますが、処理あまり進んでおらず、早期に完了することが求められています。

#### 除染対策の支援

除去土壌の処分については、早期の処分基準制定を国に要望します。また、市町村の除染を進めるため、除染支援チームを派遣し、除染技術に関する指導や助言を行う除染アドバイザーを設置します。

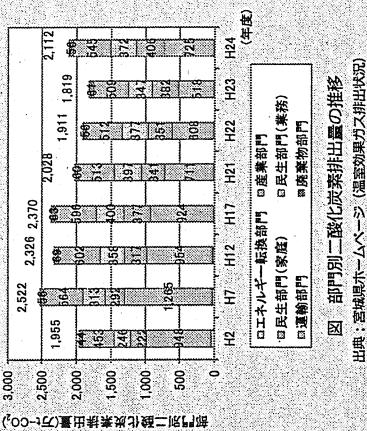
**放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進**  
8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物は、国の実証実験や他県の事例により、通常の一般ごみと一緒に混合して焼却することで、安全な処理ができることが分かっています。このことを踏まえ、早期に処理が完了するよう、市町村等への支援や、安全性に関する県民への情報提供を行います。



## 1 低炭素社会の形成

県は、平成16年度より再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを促進するなどの排出削減対策に取り組んでおり、県の温室内燃ガス排出量は平成17年度以降減少してきました。しかし、東日本大震災の影響を受け、県を取り巻く社会的・経済的懸念は大きく変化しておらず、平成24年度の排出量は増加に転じました。今後も、火力発電所の稼働率の上昇や、農業事業の影響から、温室内燃ガス排出量は増加する予想されています。

なお、部門別での排出量は平成22年から増加傾向にあります。県内の温室内燃ガス排出量を削減するためには、県民・事業者・民間団体及び行政が一体となり、社会全体の低炭素化のための取組を進め必要があります。



### 県が進める施策

暮らしや事業活動における低炭素化の推進「ダメだっしゃ温室内燃会議など、地域温室内燃化防衛に関する県民運動を広げるほか、住宅や事業所、工場への再生可能エネルギー等の導入、省エネ設備の導入や省エネルギー設備の導入、省エネルギー等の導入や工コタウン形成の促進の普及を進めます。

### 地域づくりと運動した再生可能エネルギー等の導入や工コタウン形成の促進

太陽光発電や火力発電など、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、公共施設等インフラの省エネ化により、環境負荷の少ない工コタウンづくりを進めます。また、先進的なエネルギー資源である水素エネルギーの普及を進めます。

### 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

再生可能エネルギー等開運産業の創出・育成により、環境と経済が両立した地域社会の形成を目指します。地産地消エネルギーとして、バイオマス等を活用した先駆的な事業や地域づくりを支援します。

### 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

再生可能エネルギー等開運産業の創出・育成により、環境と経済が両立した地域社会の形成を目指します。地産地消エネルギー資源を適正に利用するため、資源の種類ごとに対策を進めます。

### 循環資源の3R推進

事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によつて発生した災害廃棄物の処理の経験を踏まえ、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

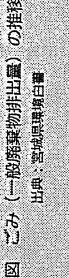
### 廃棄物の適正処理の推進

事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によつて発生した災害廃棄物の処理の経験を踏まえ、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

## 将来像を実現するための政策

### 2 循環型社会の形成

県は県民・事業者への3Rの推進をはじめ、循環型社会の形成に向け、市町村の支援や啓発、環境教育などに取り組んでおり、県の支那や西日本、東日本大震災などに取り組んでおり、県全体のごみの排出量は減少傾向にあります。しかし、東日本大震災以後、ごみの排出量は増大し、家庭ごみなどの一般廃棄物リサイクル率は低迷しています。特に、紙やプラスチックなどのリサイクルができる資源が、燃えるごみの中に入り混入していることが増えています。また、廃棄物事業にともない、産業廃棄物量も増加しています。



ごみ総排出量(宮城県)

人口(当時)

人口(当時)

### 県が進める施策

県民・事業者・民間団体及び行政など、すべての主体の行動の促進

- ごみ排出量を削減し、リサイクル率を増加させるため、県全体で3Rの取組を進めていく必要があります。
- 県民が日々の生活中で、廃棄物の減量化やリサイクルなど環境に配慮した取組を実行し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育や普及啓発を進めます。

### 循環型社会を支える基盤の充実

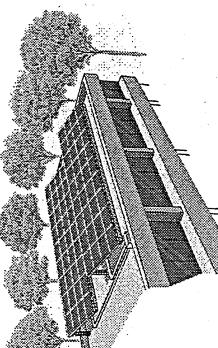
生産・流通・消費廃棄などの各段階において、廃棄物等の3Rを意識した行動を実践するための施設を進めます。県民が日々の生活中で、廃棄物の減量化やリサイクルなど環境に配慮した取組等を実行し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育や普及啓発を進めます。

### 循環資源の3R推進

事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によつて発生した災害廃棄物の処理の経験を踏まえ、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

### 廃棄物の適正処理の推進

事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によつて発生した災害廃棄物の処理の経験を踏まえ、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。





### 自然共生社会の形成

海、山川、平野が調和する宮城県の豊かな自然は、農林水産業をはじめ、私たちに多くの恵みを与えてくれています。このように多くの方々が、安心して暮らすためにには、保全するだけではなく、適切な利用による管理をしていく必要があります。近年は、産業構造の変化や、急速な少子高齢化により、維持管理されない森林や耕作放棄地が増えています。また、人里にいなしや二ホンシカが現れ、農作物への被害が頻発しています。

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、生態系の保全や適切な維持管理が行える取り組みが求められます。

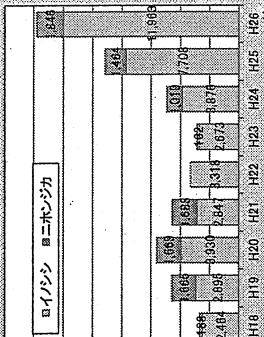


図 インシシ・二ホンシカによる農業被害調査  
出典 宮城県ホームページ（農業問題担当課）

#### 豊かに生きる社会

##### 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

河川、自然公園、里山などは、適切な管理・整備することで、多様な生物が安定して生息、生育できる環境の保全を進めます。また、生物の生息、生育空間のつながりや適切な配置を確保し、生態系ネットワークの形成を図ります。

##### 生物多様性の保全及び自然環境の再生

希少野生生物をはじめとする在来野生生物の保護・保全対策、人と野生鳥獣の適切な関係を維持するための野生鳥獣の保護管理を行い、生物多様性を保全します。

また、地域協働を基本とした自然環境の保全、再生の推進に取り組みます。

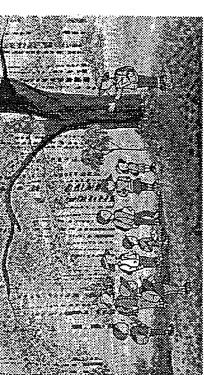
##### 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

行政や、県民、民間団体及び専門家等による協働の取組や、自然観察会などのイベント開催、環境に配慮した持続可能な農業の支援などの取組を進めます。

また、自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、市町村・県民・民間団体などと共にするとともに、緊密な連携による協働を図ります。

##### やすらぎや潤いのある生活空間の創造

公園や街路樹などの身近な緑や、水辺など生活空間の中の潤いのある環境づくりを進めます。また、地域の良好な景観の形成を支えます。



### 環境を実現するための政策

#### 4

#### 安全で良好な生活環境の確保

県は、大気や水、土壤環境や、騒音・振動などのモニタリングや、工場・事業場など発生源への対策・規制を行うなど、安全で良好な生活環境の確保に向けた取組を進めてきました。

本県の環境はおむね良好な状態ですが、大気環境については、全县的に光化学オゾンダントの環境基準を達成していないこと、水環境については、湖沼・海水等で有機性物質による汚濁の環境基準を達成していないなどの課題があります。

安全で良好な生活環境を確保するため、これまでの取組を継続せば、良好な環境を次世代へ継承していく体制・意識づくりを進める必要がありります。

#### 県が進める施策

##### 大気環境の保全

発生源対策等を推進します。また、建物の解体時等に飛散のおそれのあるアスベストや工場及び事業場等からの悪臭の発生など、身近な公害についても継続的に監視を行います。

##### 水環境の保全

河川、湖沼、海等など公共用水域の監視を継続するとともに、流入する汚濁負荷を減らし、水質環境基準を達成するため、汚濁物質の発生源対策の徹底等の施策を進めます。

##### 土壤環境及び地盤環境の保全

「土壤汚染対策法」に基づき、土壤汚染の状況に応じ適切な管理及び処理を指導します。また、地盤沈下がみられる地域において、水準測量等の長期監視を継続するほか、地下水の揚水等の規制を徹底します。

##### 地域における静謐な環境の保全

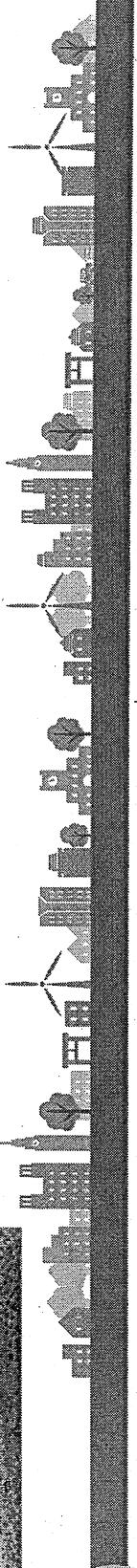
「土壤汚染対策法」に基づき、土壤汚染の状況に応じ適切な管理及び処理を指導します。また、工場及び事業場や建設作業などの騒音・振動の発生源に対し、法令に基づく規制基準が遵守されているか確認します。

##### 化学物質による環境リスクの低減

環境省が行う化学物質の措置調査に参加するほか、ダイオキシン類の測定・公表を行います。また、県民、事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有し、意思疎通と相互の理解を深め、「リスクコミュニケーション」に取り組みます。

##### 環境中の放射線・放射能の監視・測定・知識の普及啓発

市町村の除染対策の支援を行うほか、放射線・放射能を計画的に測定、結果を速やかに公表します。また、放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

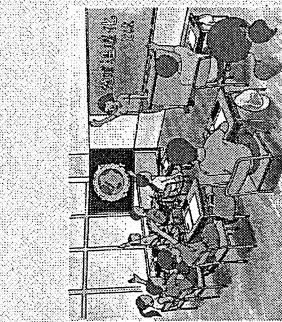


## すべての環境となる

4つの将来像を実現するための政策に共通する、基盤的な施策を推進します。

### クリーン行動の活性化

- 宮城県環境教育基本方針にESU(持続可能な開発のための教育)の視点を導入し、学校や社会における環境教育を進めます。さらに、学校・事業者・民間団体等が行う環境学習環境保全活動を支援します。
- 事業者が環境配慮行動を実践・継続できるようの方策を検討します。
- 環境に配慮された製品やサービスを選択する「クリーン購入」の普及を進めます。
- 県の事業についても、公共事業等における環境配慮を推進し、オフィス活動では環境負荷の低減を進めます。



関係行為や大規模な工場などは立地(計画)する事業者に対し、県・市町村との間で、環境の保全・公害発生の防止等を目的とする協定を締結します。また、事業者に環境影響のモニタリングや環境配慮事業の進み具合などの報告を求め、周辺環境の保全を図ります。

### 社会行動における環境配慮

関係行為を進めると、土地の利用方法の検討や、周辺環境への影響を最小限にするなどの配慮が必要です。開発を行おうとする土地の生態系への影響や、事業を実施するにあたり生じるおそれのある生活環境及び自然環境への影響を試らすため、事業者に対し、環境配慮を実施するよう指導を行います。

### 規制が強化

各種環境規制法や公害防止条例の的確な運用に努めることも、科学的知見を踏まえ、必要に応じ条例の見直しや新たな規制制度の必要性について検討します。

### 公害の発生への指導を行います。

公害に係る苦情が寄せられた際には、現場の状況を確認します。その上で生活環境の保全が図られるよう、原因の究明や発生源への指導を行います。また、不法排放などの環境犯罪には旅活に対応します。

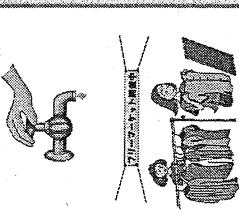
## 持続可能な社会をつくるため、わたしたち一人一人ができることがあります

現在の環境問題は、私たちの日常生活や経済活動と深く結びついています。宮城県環境基本計画を目指す努力像を実現するためにには、県・県民・事業者・民間団体など宮城県に関わるすべての人人が、持続可能な社会の実現に向けて、ごみやエネルギー消費量を減らした環境負荷の少ない生活や事業活動に切り替えて、積極的に環境を守るためにの取組を進める必要があります。

一人一人が普段の生活の中からできるごとをいくつか紹介します。

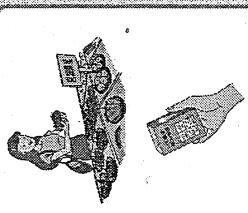
### 家にいるとき

- 電気は二度手間のない場所など不要な照明は消しましょう。
- 冷房の設定温度は28℃程度としましょう。



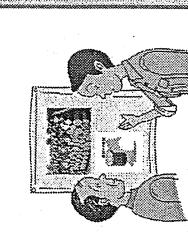
### 外出・買物のとき

- マイバッグを持参していらぬい袋を使受け取らないようにしましょう。
- なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を使うようにしましょう。



### 会話を新築リフォームするとき

- 高断熱化や設備の省エネエネルギー、再生可能エネルギーの導入など、家全体で環境荷の削減を目指しましょう。
- 「廃木材やざれなどの廃棄物を利用しましょう。



### 地域での活動で

- 地域の清掃活動や造林、里山里山の保護などの環境活動に参加しましょう。



附属資料 15

一部抜粋

# 宮城県環境保全率先実行計画

(第5期)

〈平成28年度～平成32年度〉

平成28年3月

宮城県

## 目 次

---

### 第1章 計画の基本的事項

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画の目的   | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画の対象   | 1 |
| 4 計画の期間等  | 2 |

### 第2章 基準年度における計画の取組実績

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 計画の取組実績(指定管理施設を含まない目標) | 3 |
| 2 計画の取組実績(指定管理施設を含む目標)   | 4 |
| 3 基準年度における温室効果ガス排出量      | 5 |

### 第3章 計画の基本方針等

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 基本方針          | 6 |
| 2 重点的に推進する行動の内容 | 6 |

### 第4章 計画の目標

|               |   |
|---------------|---|
| 1 計画の目標(数値目標) | 8 |
| 2 計画の目標(推進目標) | 9 |

### 第5章 目標達成に向けた行動

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 目標達成に向けた基本的な行動      | 10 |
| 2 数値目標を達成するための具体的な行動  | 10 |
| 3 推進目標等を達成するための具体的な行動 | 15 |

### 第6章 計画の推進体制と進行管理

|           |    |
|-----------|----|
| 1 計画の推進体制 | 17 |
| 2 計画の進行管理 | 18 |
| 3 計画の見直し  | 18 |

### 資料編

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 1 用語解説                       |  |
| 2 業務委託等に係る環境配慮の推進(仕様書記載事項の例) |  |

### 3 推進目標等を達成するための具体的な行動

| 項目            | 具体的な行動  |
|---------------|---|
| グリーン購入        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ グリーン購入の基本方針に即して毎年度作成される推進計画に基づき物品等を調達する。<br/>(対象品目例)<br/>紙類、印刷物、文具類、OA機器、家電製品、照明、自動車等</li> <li>○ グリーン購入の基本方針に基づき、環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の受注機会の拡大を図る。</li> <li>○ ダストブロワー等のフロンガスを噴射ガスに使用した製品を購入・使用しない。</li> </ul>  |
| 再生可能エネルギー等の導入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が実施主体となる各事業において、各種管理施設や敷地内に照明灯を設置する場合は、太陽光・風力発電等の導入に努める。</li> <li>○ 庁舎等の新設や大規模改修等を行う場合は、その規模、用途などを考慮し、太陽光発電・太陽熱利用やコーチェネレーション等の導入に努めるほか、既存の庁舎等についても、設置スペースや使用形態等を考慮し、大きな導入効果が期待できる場合には、積極的に導入を図る。</li> <li>○ 低燃費車や低公害車等の優先的導入を図る。</li> </ul>   |
| 業務委託等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務（調査、イベント開催、広報、施設管理等）を委託する際は、委託業者に対し、資料編2に示すような省エネルギー・省資源・廃棄物の発生抑制・リサイクル・グリーン購入・エコドライブ・農薬の適正使用等の推進などの環境配慮行動の推進について仕様書に記載し、要請する。</li> </ul>  |
| 県発注工事         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事に伴う粉じん・排出ガスの発生を抑制し、大気汚染を防止する。</li> <li>○ 低騒音・低振動型の建設機械等を採用し、周辺生活環境に配慮した運転方法とする。</li> <li>○ 周辺生活環境に配慮した運搬車両の台数・運転時間帯・運転ルート等運行方法を事前に検討し、騒音・振動・大気汚染等公害の未然防止を図る。</li> <li>○ 情報交換システム等の活用により、建設発生土の公共工事間利用を推進する。</li> <li>○ アスファルトコンクリート、コンクリート塊及び木くずの建設廃棄物は、再資源化を推進する。</li> <li>○ 「宮城県グリーン製品」の積極的な利用に努める。</li> </ul> |
| 施設改修等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設等の構造については、環境負荷の低減に配慮し、断熱・採光・防音・防振動等に考慮したものとする。</li> <li>○ 資材は、環境負荷低減に資する再生資材等の使用に努める。</li> <li>○ 施設等を計画・設計する際は、周辺の自然環境保全や景観に配慮する。</li> <li>○ 屋上、壁面、外構等の緑化を検討調査し、その採用に努める。</li> </ul>   |